

◀別表▶

## ヒューマンライフケア八王子の宿

### 料金表

[小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護]

等級	3級地	地域加算	10.83
----	-----	------	-------

介護度	算定単位	単位数	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
小規模多機能型居宅介護費					
要支援1	／月	3450単位	3,737円	7,473円	11,209円
要支援2		6972単位	7,551円	15,102円	22,652円
要介護1		10458単位	11,326円	22,652円	33,978円
要介護2		15370単位	16,646円	33,292円	49,938円
要介護3		22359単位	24,215円	48,430円	72,645円
要介護4		24677単位	26,726円	53,451円	80,176円
要介護5		27209単位	29,468円	58,935円	88,402円
短期利用居宅介護費					
要支援1	／日	424単位	460円	919円	1,378円
要支援2		531単位	575円	1,150円	1,725円
要介護1		572単位	620円	1,239円	1,859円
要介護2		640単位	694円	1,387円	2,080円
要介護3		709単位	768円	1,536円	2,304円
要介護4		777単位	842円	1,683円	2,525円
要介護5		843単位	913円	1,826円	2,739円

介護保険外費用	1回あたりの利用料、備考		
宿泊費(非課税)	3,500円		
食材料費 (非課税)	朝食 : 532円	昼食 : 632円	キャンセルの場合は前日の 18時までにお申し出ください。
	夕食 : 632円	おやつ代 : 111円	
その他	利用者が必要とするものは実費となります。		

◀次ページもご覧ください▶

加算項目、備考	算定 単位	単位数	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
初期加算	／日	30単位	33円	65円	98円
総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	／月	1200単位	1,300円	2,600円	3,899円
若年性認知症利用者受入加算	／月	800単位	867円	1,733円	2,600円
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	／月	100単位	109円	217円	325円
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	／月	200単位	217円	434円	650円
口腔・栄養スクリーニング加算	／回	20単位	22円	44円	65円
科学的介護推進体制加算	／月	40単位	44円	87円	130円
認知症加算(Ⅲ) 要介護のみ	／月	760単位	823円	1,646円	2,469円
認知症加算(Ⅳ) 要介護のみ	／月	460単位	499円	997円	1,495円
看護職員配置加算(Ⅲ) 要介護のみ	／月	480単位	520円	1,040円	1,560円
訪問体制強化加算 要介護のみ	／月	1000単位	1,083円	2,166円	3,249円
独自加算2 要介護のみ	／月	300単位	325円	650円	975円
独自加算3 要介護のみ	／月	300単位	325円	650円	975円
認知症行動・心理症状 緊急対応加算 短期利用の場合	／日	200単位	217円	434円	650円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	／月	750単位	813円	1,625円	2,437円
〃 短期利用の場合	／日	25単位	27円	54円	81円
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)口	／月	所定単位数の 186/1000 加算			

- ※ 定員超過の場合または、従業員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じた単位数で算定します。
- ※ 虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算します。
- ※ 身体的拘束等の適正化を図るための措置が講じられていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算します。
- ※ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定および当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算します。
- ※ 自己負担額の該当する割合は、保険者が発行する負担割合証に基づきご請求いたします。なお、有効期間内に割合変更があった場合、当該月の翌月初日付の変更でご請求いたします。(ただし、給付制限対象者については3割負担が優先されます。)
- ※ 短期利用の場合において、あらかじめ7日以内(やむを得ない事情がある場合は14日以内)の利用期間を定めるものとします。
- ※ 短期利用の場合において、事業所の通い・訪問・宿泊サービスの算定月の提供回数が、利用者1人あたりの平均回数が、概ね週4回に満たない場合は、ご利用いただけません。
- ※ 短期利用以外の場合において、通い・訪問・宿泊サービスの算定月の提供回数が、利用者1人あたりの平均回数が、概ね週4回に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じた単位数で算定します。
- ※ 短期利用以外の場合において、利用料金は1カ月ごとの定額制です。介護(予防)サービス計画において位置づけられた支給区分によって決まります。利用者の体調不良や状態の改善等により、サービスの利用が少なかった場合または多なかった場合でも、日割りでの割引・増額はいたしません。ただし、次の場合については、日割り計算(上記の料金を、30.4で除した1日あたりの料金を基に計算)を行い、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。  
〔日割り計算を行う場合〕
- ・月の途中で、ご利用を開始した場合(起算日から月末までの期間)又は終了した場合(月初から起算日までの期間)
- ・月の途中で、要介護から要支援に又は要支援から要介護変更となった場合
- ・同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合